

## 【ポスター発表】

## 保育所における自然災害時の事業継続計画の予備的検討

## —水害時における事業継続計画の円滑な運用と関連する要因について—

○ 川崎医療福祉大学 森本 寛訓 (005813)

橋本勇人(川崎医療福祉大学・003560),岡正寛子(川崎医療福祉大学・005744),松本優作(川崎医療福祉大学・009037)

キーワード：保育所, 自然災害, 事業継続計画

**I. 研究目的**

国土の地体構造や昨今の気候変動により、わが国は地震や洪水といった自然災害が発生しやすい状況にある。発災すれば人命に危機が及ぶだけでなく、社会における様々な事業所の機能が停滞することも余儀なくされる。それは保育所でも例外ではない。しかし保育は子どもの最善の利益を保持するために継続して行われる必要がある。自然災害が起こった非日常時にも保育所へのニーズが絶えることはない。現在、保育所では自然災害時の保育事業の継続手段について検討することが求められている（中野，鳥庭，武藤，宇野，金井，2014）。東日本大震災以降、政府はあらゆる企業，組織に対し、各々が担う事業を自然災害後も継続できる経営管理として事業継続マネジメントの準備を推奨している。事業継続マネジメントは保育を含む社会福祉分野でも求められており、事業継続計画（Business Continuity Plan : BCP）を作成して実施，評価，改善するPDCAサイクルを想定したガイドラインが策定されている（全国社会福祉法人青年経営者会，2013）。BCPでは自然災害による不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない，または中断しても可能な短い期間で復旧させるための方針と手段が示される。

現在、筆者らは厚生労働省が作成したBCPのひな形をもとに、保育所のBCPを円滑に運用する要因について研究を実施している。この研究では特に平成30年7月豪雨と関連する資料を基礎に、水害に焦点を当てて調査を行っている。今回の発表ではこれまでの調査で得られた資料から上記要因について検討を行う。

**II. 研究の視点および方法**

1. 調査対象 平成30年7月豪雨の被災地となったX市内にある保育所A，B，Cの3園（いずれも認可を受けた私立園である。またA園とC園は幼保連携型認定こども園である。）の園長を調査対象とした。
2. 調査日時と手続き 令和4年4月から6月までに、各3園に筆者らが赴き、園長と1時間程度の半構造化面接を行った。面接は各園とも2回ずつ実施している。
3. 調査内容 厚生労働省（2021）が作成した「自然災害BCPひな形」をもとにBCPの事項を聞き取ることに加え、BCPの運用と関係する情報についても聴取した。

**III. 倫理的配慮**

本研究は川崎医療福祉大学倫理委員会の承認（受付番号21-090）と日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して行われた。

**IV. 研究結果**

今回の発表では各園の「平成30年7月豪雨での状況」「被災後の対応」「BCP策定の状況」について報告する。表1に各々の概要をまとめた。平成30年7月豪雨での状況として、A園，B園は施設の1階部分が水没し、保育事業を一時停止している。一方C園では被害はなかったが、被災地域で臨時に行われていた保育ボランティアを支援する人材を定

期的に派遣していた。被災後の対策としては、各3園はX市が策定したルールである「午前6時の時点で警戒レベル3（避難準備・高齢者等は避難）以上にある場合には休園する」または「登園後に警報レベル3に至った場合はX市の担当課に連絡のうえ降園を基本とする。」に則り、園児だけでなく園の職員も早い段階で避難するように努めている。また平成29年6月の水防法および土砂災害防止法の改正に基づく避難確保計画の作成においては、X市のホームページからフォーマットを入手して対応している。

表1 面接調査結果の概要

園名	平成30年7月豪雨での状況	被災後の対策	BCPの策定状況
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災して施設はほぼ全壊となった。</li> <li>被災後は一時休園し、その後、被災地域ではない場所での代替施設を経て、7月下旬から被災を免れた施設（2階部分）を使用して保育事業（3歳児以上）を再開させた。その後平成31年2月に現地での完全復旧となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な方針としてX市では午前6時の時点で警戒レベル3（避難準備・高齢者等は避難）以上にある場合には休園措置を取るよう指導している。よって、A, B, C園ともにこの方針のもと保育事業を運営している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未策定である。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災して施設はほぼ全壊となった。</li> <li>被災後は一時休園し、被災地域ではない場所での代替施設を経て、平成31年2月から現地での完全復旧となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>X市では避難確保計画の作成と避難訓練の実施を推奨し、特に避難確保計画については県が作成した作成フォーマットにX市の情報を追加して市のホームページから公開している。A, B, Cの各園では避難確保計画が作成されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未策定である。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災していないが、被災した地域の保育事業を支援する人材（ボランティア）を派遣した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>未策定である。ただし全国社会福祉法人経営青年会が主催したBCPの研修会に参加したことがある。</li> </ul>

## V. 考察

現時点で3園ともBCPは策定されていない。ただしBCPは避難確保計画と連動するとされる（鍵屋・岡野谷・岡橋・高橋，2020）。今後は避難確保計画を足がかりにして、各園でBCPを検討する予定である。また、X市では警報レベル3時点の休園（または降園）で統一されており、市内の保育所はその時点で事業を中断する。そもそも警報レベル3の状況で保育事業の継続は困難である。したがって休園は災害過程を想定するBCPの円滑な運用を検討するために不可欠なポイントであるといえる。例えば、園児の受け入れ（お迎え）と職員配置の方針を避難確保計画と休園を踏まえて検討することは、効果的なBCPの策定につながると考える。

## VI. 引用文献

鍵屋一・岡野谷純・岡橋生幸・高橋洋（2020）「第3章「BCP（事業継続計画）」を作ってみよう」『ひな型でつくる福祉防災計画—避難確保計画からBCP，福祉避難所（増補改訂・改題第3版）』公益財団法人東京都福祉保健財団，71-131.

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2021）『障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』（<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000756659.pdf>, 2022.6.5).

中野晋・鳥庭康代・武藤裕則・宇野宏司・金井純子（2014）「豪雨災害を対象とした保育所の事業継続のあり方」『土木学会論文集F6（安全問題）』70（2），I\_45-I\_52.

全国社会福祉法人青年経営者会（2013）「「社会福祉法人アクションプラン2015」に基づく事業継続マネジメントの実践」『全国青年経営者会災害対策特別委員会報告書』（<https://www.zenkoku-skk.ne.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/e6b4c3f3dbe238635f9e62c242b0286f.pdf>, 2022.6.5)

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C），課題番号21K02372）の助成を受けた。